

2. 名誉感情の侵害について（案）

論点 共通の属性を理由とする侮辱行為について

どのような侮辱表現であれば、社会通念上許される限度を超えるものと考えてよいか？

投稿例) 「●●人〇〇（人名）は虫」、「●●人〇〇（人名）は祖国へ帰れ」、
「●●人〇〇（人名）を殺せ」

【論点整理(案)】

(1) 裁判例の傾向¹

① 名誉感情の侵害が肯定される場合

文言それ自体の侮辱性が強い場合や、対象者を侮辱する文言の数や投稿数が多いまた繰り返されている場合、投稿の経緯を踏まえ、社会通念上許される限度を超えると判断される場合

② 名誉感情の侵害が否定される場合

根拠が示されていない単なる意見・感想の場合や、表現に具体性がない、意味が不明確な場合。

(2) 賤称語や蔑称等

通常の社会生活では滅多に投げかけられることのないような、共通の属性に対する賤称語や蔑称等、強い侮辱行為は、名誉感情の侵害にあたりと考えてよいか²。

(3) 個人の存在を否定

誰もが名誉感情を害されるといい得る強度の侮蔑行為として、共通の属性を理由に特定の個人の存在を否定する侮辱表現は、名誉感情の侵害にあたりと考えてよいか³。

(4) 繰り返される侮辱行為や投稿の経緯を考慮すべき侮辱行為

総合的な判断が必要と考えられ、今後の検討課題と考えるがどうか⁴。